

## 令和6年度南関町有害鳥獣電気防護柵・金網防護柵設置補助金の申請を受付けます

受付 4月1日(月)から  
対象 南関町に住所を有する農業者  
条件 町内の圃場に設置すること



補助金額 電気防護柵・金網防護柵  
事業費の2分の1とし、10アール当たり上限7万円(マイナスシートを含む。)

申請方法 着工前に経済課農林振興係にある交付申請書に記入のうえ、見積書と設置箇所を確認できる図面を添えて申請してください。(着工後の申請は不可)

申請期間 事業年度から翌年3月末日(事業年度内に事業が完了すること)

※自家菜園に対する補助はありません。

※新規申請者を優先します。

※3戸以上の受益農家については、国庫事業の対象とします。

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504

## 令和6年度 介護保険料を暫定賦課します



介護保険料は、町民税の課税状況が確定する7月に、その年度の保険料(確定賦課)を決定し、通知します。保険料が確定するまでの間(4月から6月)は、暫定的に前年度(令和5年度)の所得段階を参考にして保険料(暫定賦課)を決定し、4月に通知します。

皆さんにご負担していただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となりますので、皆さんのご理解をお願いします。

※今まで特別徴収(年金から天引き)していた人は、令和5年7月に通知した納入通知書兼特別徴収開始通知書に令和6年度の保険料が記載されています。

問 健康推進課 介護保険係 ☎57-8591

## 行政手続における書類等の押印を見直しました

～令和6年4月から申請書や届出書の押印不要～

町では、町民や事業者の皆さんの負担軽減と利便性の向上を図るとともに、オンライン申請等をはじめとした行政手続のデジタル化を推進していくため、町民や事業者の皆さんに提出していただく申請書や届出書など、手続に必要な書類への押印の見直しを行いました。

ただし、押印を廃止した手続・書類については、本人確認書類の提示・確認などが必要となる場合がありますので、手続の前に各手続の押印廃止の状況・取扱いについては、各手続の担当課にお問い合わせください。

※本町へ提出の「請求書」「契約書」など重要な書類については、従来通り押印が必要です。

問 総務課 行政係 ☎57-8500



## 食品トレイ・廃食油回収

南関町では、令和5年8月1日からプラスチック資源のリサイクルを目的に、白色トレイの回収を行っていますが、令和6年4月1日からは、有色トレイの回収も始めます。

●回収できるトレイは、以下のすべてに該当するものです



- ①白色または、有色のトレイ
- ②「プラ」のリサイクルマークが記載されているもの
- ③先がとがったもので刺したときに力を入れずに刺さるもの



●回収できないもの

- ①カップ麺などの容器
- ②弁当の容器
- ③納豆・キノコ類の容器 など

●回収場所は、7箇所で行っています

- ①南関町役場 ②交流センター ③ふれあい広場 ④南町民センター
- ⑤関所村 ⑥やさい畑 ⑦もやいの郷

●トレイの出し方

- ①回収場所に設置している「白色トレイ回収ボックス」にトレイを入れてください
- ②トレイはきれいに洗ってください
- ③まとめてビニール袋に入れて出してください

※ごみ出しカレンダーによる通常のごみの回収事業とは別の取り組みとなりますので、ご理解をお願いします。拠点回収は、トレイのみの回収となっています。家庭ごみ等のトレイ以外のものは入れないでください。

また、トレイの回収場所では、廃食油の回収も行っています。

使用済の天ぷら油や古くなった天ぷら油をペットボトル等に入れて、廃食油の回収ボックスに入れてください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579



## 令和5年度 第11回 教育委員会定例会

令和6年2月16日、「令和5年度第11回教育委員会定例会」を開催しました。

(議事内容)

- 経過報告と今後の行事予定
- 管内教育長・校長合同会議について
- 当面する教育上の諸問題について
  - (1) 特別な支援を必要とする(いじめ・不登校、問題行動等を含む)子どもへの対応状況について
  - (2) 令和5年度「心のアンケート」結果について
  - (3) 令和5年度熊本県学力・学習状況調査結果について
  - (4) 人事異動関係について
  - (5) 小・中学校卒業式について
- その他

議事詳細については議事録の開示を行いますので、教育課学校教育係までご連絡ください。また、教育委員会は傍聴することができます。

問 教育委員会 学校教育係 ☎53-0201

## 令和6年度 土地・家屋価格等 帳簿の縦覧ができます

縦覧とは、自己が所有する土地や家屋の評価が、他の土地や家屋の評価と比較して評価が適正であるかを確認できる制度です。



ただし、縦覧内容のコピーはできません。

○期 間: 4月1日(月)～5月31日(金)

※土日祝日は除く ※12:00～13:00を除く

○場 所: 税務住民課 固定資産税係

○対 象 者: 固定資産税が課されている人、代理人(固定資産税が課されている人から委任を受けた人)

※土地のみを所有している人は土地価格等縦覧帳簿のみ、家屋のみを所有している人は家屋価格等縦覧帳簿のみ縦覧可能。

○手 数 料: 無料

○必要なもの: 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)、代理人の場合は委任状

問 税務住民課 固定資産税係 ☎53-8563